

受理官庁 E P	欧州特許庁 (E P O)	附属書 C E P
右の各国の国民及び居住者の管轄受理官庁	アルバニア、オーストリア、ベルギー ¹ 、ブルガリア ¹ 、クロアチア、キプロス ¹ 、チェキア、デンマーク ¹ 、エストニア、フィンランド ¹ 、フランス ¹ 、ドイツ ¹ 、ギリシャ ¹ 、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア ¹ 、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク ¹ 、マルタ、モナコ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル ¹ 、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン ¹ 、スウェーデン ¹ 、スイス、トルコ ¹ 、英国 ¹	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語、フランス語又はドイツ語	
願書の提出に用いることができる言語	英語、フランス語又はドイツ語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{2, 3, 4}	認める。受理官庁はE P Oオンライン出願、E P Oウェブフォーム出願サービス、E P Oケースマネジメントシステム(CMS) ⁵ 、e P C T出願又はE P Oオンライン出願2.0による電子出願を認める。オフライン提出にはE P Oオンライン出願を使用する場合にC D - R、D V D - R又はD V D + Rが認められる。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか(P C T規則26の2.3)？	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	

[次頁に続く]

- 1 国内官庁に対して提出する必須の国内的要件については、その国に関する附属書B 1を参照。
- 2 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 3 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、W I P O標準ST. 25テキスト形式に適合したものを提出することが望ましい。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。ただし、この配列リストを画像ファイル形式(P D Fなど)で提出した場合には、各頁につき手数料を支払う(2009年5月14日付公示(P C T公報)79頁参照)。
- 4 関連する受理官庁の通告については、2021年3月18日付公示(P C T公報)51頁以降参照。
- 5 2022年1月1日以降、この官庁はE P Oケースマネジメントシステム(CMS)を使用して電子形式で行われた国際出願の受理を中止する。関連する受理官庁の通告については、2021年6月3日付公示(P C T公報)108頁参照。

(2021年6月3日)

E P	欧州特許庁 (E P O) (続き)	E P
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ユーロ (EUR)	
送付手数料 ⁶	EUR 135	
国際出願手数料 ⁷	EUR 1,233	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁷	EUR 14	
減額 (手数料表第4項に基づく) :		
電子出願 (ウェブフォーム出願)	EUR 93	
電子出願 (文字コード形式による願書)	EUR 185	
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	EUR 278	
調査手数料	附属書D (E P) 参照	
優先権書類の手数料	EUR 105	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	EUR 665	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人が欧州特許条約の締約国の1つの領域内に住所又は主たる営業所を有している場合 要, 出願人が欧州特許条約の締約国の1つの領域内に住所も主たる営業所も有していない場合	
誰が代理人として行為できるか?	E P Oが保持する該当名簿に登載されている職業代理人 (職業代理人の名簿はウィーンのE P Oから無料で入手するか, 又はE P Oウェブサイトを確認することができる) 欧州特許条約の締約国の1国において特許に関し手続を行う資格を有し, かつ, 当該国に営業所を有する法律実務家 出願人がE P C規則152(11)に基づきE P Oに登録されている代理人の団体内で実務を行う職業代理人の選任を希望する場合には, その団体の名称及び登録番号を願書様式第IV欄に表示する	

[次頁に続く]

6 DOC X出願が利用可能なユーザ, 並びに出願手数料, 付与手数料及び送付手数料の変更に関する情報については, OJ EPO 2018, A28を参照。

7 この手数料は, 一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (I B) 参照)。

E P

欧州特許庁
(E P O) (続き)

E P

委任状の提出要件の放棄⁸

受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？

している⁹

別個に委任状が要求される特別の状況

たとえば次の特別な状況において必要な場合：

- (1) 代理人として登録されていないが、代理人と称する者が手続行為をした時であって、次のいずれかの場合を除く：
 - － 代理人と称する者が代理人として登録されている者と同じ事務所に所属する
 - － 代理人と称する者及び代理人として登録されている者がいずれも出願人（出願人が複数名いるときには共通の代表者）の被用者である
- (2) 代理人の行為資格について疑義がある時

受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？

している⁹

包括委任状の写しが要求される特別の状況

たとえば次の特別な状況において必要な場合：

- (1) 代理人として登録されていないが、代理人と称する者が手続行為をした時であって、次のいずれかの場合を除く：
 - － 代理人と称する者が代理人として登録されている者と同じ事務所に所属する
 - － 代理人と称する者及び代理人として登録されている者がいずれも出願人（出願人が複数名いるときには共通の代表者）の被用者である
- (2) 代理人の行為資格について疑義がある時

⁸ OJ EP0 5/2010, 335頁を参照。

⁹ 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。